

貨物利用運送事業法

1. 案内情報

手続名：・貨物利用運送事業に関する団体の届出

手続根拠：・貨物利用運送事業法第 53 条
・貨物利用運送事業法施行規則第 45 条

手続対象者：・貨物利用運送事業を営む者が組織する団体

提出時期：・団体の成立の日から 30 日以内

提出方法：・貨物利用運送事業に関する団体の届出書を作成の上、総合政策局複合貨物流通課へ提出して下さい。

手数料等：・なし

添付書類・部数：・添付書類はなし。
・提出部数については総合政策局複合貨物流通課へお問い合わせ下さい。

申請書様式：・提出先へお問い合わせ下さい。

記載要領・記載例：・提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

相談窓口：・総合政策局複合貨物流通課

受付時間：・提出先へお問い合わせ下さい。

申請書提出先：・総合政策局複合貨物流通課

連絡先：・別添「連絡先一覧」の総合政策局複合貨物流通課をご参照ください。